

医業トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikai.com/>

— 平成 30 年診療報酬改定 —

オンライン診療料等の新設

平成 30 年診療報酬改定は、医療・介護ニーズの増大が予測される 2025 年以降の人口構造の変化を見据えた医療提供体制を整備するうえで非常に重要な改定と位置付けられています。その中で新設された「オンライン診療料」「オンライン医学管理料」について、下記に診療報酬上の評価と点数、オンライン診療料の算定要件をご案内します。

(新) オンライン診療料

70 点 (1 月につき)

(新) オンライン医学管理料

100 点 (1 月につき)

(新) オンライン在宅管理料

100 点 (1 月につき)

(新) 精神科オンライン在宅管理料

100 点 (1 月につき)



【参考：オンライン診療料の算定要件】

- ① 別に定める算定可能な初診以外の患者で、当該管理にかかる初診から 6 月以上経過した患者に対してオンライン診療を行った場合に算定可。ただし、連続する 3 月は算定できない。
- ② 患者の同意を得たうえで、対面診療とオンライン診療を組み合わせた療養計画を作成し、その計画に基づき診察を行ったうえで、その内容を診療録に添付していること。
- ③ 算定する場合は、当該保険医療機関に設置された情報通信機器を用いて診察すること。
- ④ オンライン診療の医師は、対面診療の医師と同一であること。

※処方箋料の取扱い等は別に定める。